

直近5年の仕事場における救急搬送人員数
(令和3年～令和7年途中)



農務省消防庁HP「熱中症情報の緊急搬送状況」の「仕事場」(田畑、森林、海、川等※農・林・畜・水産産業を行っている場合のみ)参照



そこで、令和7年6月1日から国(厚生労働省)は**熱中症対策**を強化するため、労働安全衛生規則が改正したんですよ。
熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者**義務付け**られることになるんですよ。

熱中症の重篤化を防ぐ早期発見・早期対応の体制整備を怠って事故が起きた場合は罰則が科される可能性があるんですよ。

熱中症対策として、熱中症があった際に対応ができるよう、下のチラシ等を参考に体制を整備し、関係作業者に周知することが重要ですよ。



熱中症対策 農業も万全に

農務省は、農業従事者の熱中症対策を徹底するため、令和7年6月1日から、農業関係の事業者に対して、労働安全衛生規則の改正に基づき、熱中症対策の体制整備を義務付けることになりました。

具体的には、熱中症の発生防止のために、事業者が「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」を行うことが義務付けられます。

また、熱中症の発生防止のために、事業者が「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」を行うことが義務付けられます。

さらに、熱中症の発生防止のために、事業者が「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」を行うことが義務付けられます。

R7.6.1 日本農業新聞掲載

JA北九では営農情報をJA TAC通信(LINE)を通じて、タイムリーに発信しているんですよ! 下記QRコードからLINE登録できるので是非この機会に登録してね! また日本農業新聞では営農情報だけでなく全国の食と農業に関する情報を得ることができるよ!



TAC通信LINE公式アカウント



日本農業新聞



厚生労働省が作成している熱中症対策強化に関するチラシ(詳しくはホームページへ)
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001476823.pdf>)

